

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年7月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 工事の概要

(1) 工事名 神谷清掃工場解体工事

(2) 工事場所 鳥取市西今在家228番地

(3) 工事概要 一般廃棄物焼却処理施設の解体

設備形式：連続焼却式ごみ焼却炉

施設規模：270t/24h（135t/24h 炉×2 炉）

建築構造：鉄骨、鉄筋コンクリート造

敷地面積：20,764 m²

建築面積：2,721 m²（延床面積 6,920 m²）

※工場棟（地上5階地下1階建）のみ

排ガス処理：電気集じん器（乾式屋内型）、有害ガス除去装置（乾式消石灰噴射方式）

竣工年月：平成4年1月

施設廃止：令和5年3月

(4) 工期 本契約の締結の日から令和10年3月17日まで

(5) 予定価格 1,815,797,000 円（税抜）

(6) 最低制限価格 設定あり

(7) 支払い条件（支払限度額）

ア 令和7年度 契約額の10分の4にあたる額（一万円未満切り捨て）（前払金）

イ 令和8年度 契約額の10分の3にあたる額（一万円未満切り捨て）

ウ 令和9年度 契約額から令和7年度と令和8年度に支払う額の合計を差し引いた額

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）

とする。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体は、2又は3者による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。

ウ 共同企業体の代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業(建築一式工事)の許可を受けている者であること。

ウ この公告の日から追って通知する本件入札の日までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、3の(1)のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

オ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア)又は(イ)と同視し

うる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 過去10年以内に元請（共同企業体の場合は代表者）として、国（公団、公社を含む）、都道府県（公社を含む）又は市町村（公社、合併前の旧市町村等を含む）が、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省基発0110第1号）」に基づき発注した処理能力100t/日以上的一般廃棄物処理施設（焼却施設）の解体工事の施工実績があること。

イ 次に掲げる基準を全て満たす者を専任の監理技術者として配置できること。

（ア）一級建築士又は1級建築施工管理技士で、建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（イ）建設業法第26条第5項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講している者であること。

（ウ）当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

ウ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（令和6年鳥取市告示第625号。以下「告示」という。）に基づく建築一式工事（解体）の入札参加資格を有する者、又は令和7年10月1日までに有する見込みのある者であること。なお、建築一式工事（解体）の競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合には、令和7年7月31日までに必要書類を作成し、鳥取市総務部検査契約課に提出すること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

ア 次に掲げる基準を全て満たす者を専任の主任技術者として配置できること。

（ア）一級建築士、二級建築士、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士であること。

（イ）当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 市内に本社を有する者であること。

ウ 鳥取市内にある本社において、告示に基づく建築一式工事（解体）の入札参加資格を有する者、又は令和7年10月1日までに有する見込みのある者であること。なお、建築一式工事（解体）の競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合には、令和7年7月31日までに必要書類を作成し、鳥取市総務部検査契約課に提出すること。

3 技術資料等の作成方法及び提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、下記に基づき作成された技術資料等を提出すること。

(1) 技術資料等の提出

ア 提出期間

令和7年8月25日(月)から同月29日(金)までの日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市市民生活部環境局生活環境課(鳥取市役所本庁舎2階)

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合、到着期限は令和7年8月29日(必着)とする。

(2) 提出書類

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 公募型指名競争入札技術資料(様式1-2号)

(ウ) 同種工事の施工実績(様式第2号)

(エ) 監理技術者の資格(様式第3-1号)

(オ) 主任技術者の資格(様式第3-2号)

(カ) 施工提案書(任意様式)

(キ) 施工提案概要書(様式第4号)

(ク) 工事工程表(任意様式)

(ケ) 共同企業体協定書の副本

(コ) 使用印鑑届(様式第5号)

(サ) 印鑑証明書

(シ) 委任状

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は次の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4版横書き左縦とじて工事名、共同企業体名を明記し、ファイルにとじること。

(3) 技術資料等の記入要領

ア 同種工事の施工実績…共同企業体の代表者のみ

元請(共同企業体の場合は代表者)として、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき施工した一般廃棄物処理施設(焼却施設)の解体工事の実績を1件以上記入すること。また、それを証明するものとして、当該工事の請負契約書の写し及び同種工事の判断ができる内容の設計図、工事カルテ又

は第三者による施工証明等を提出すること。ただし、共同企業体で施工したものは協定書の写しを添付すること。

イ 監理技術者の資格…共同企業体の代表者のみ

監理技術者については、配置予定技術者を2名を限度に記載し、その者の資格（監理技術者及び一級建築士又は1級建築施工管理技士）について、記載すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、監理技術者資格者証（裏面含む）、健康保険被保険者証等の直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の継続雇用）が確認できる書類及び当該資格者証、監理技術者講習修了証、合格証明書又は免許証等のいずれかの写しを添付すること。

ウ 主任技術者の資格・・・共同企業体の構成員（代表者を除く。）ごと

主任技術者については、配置予定技術者を2名を限度に記載し、その者の資格（一級建築士、二級建築士、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士）について、記載すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、健康保険被保険者証等の直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の継続雇用）が確認できる書類及び当該資格者証、合格証明書又は免許証等のいずれかの写しを添付すること。

エ 施工提案書

記載内容等については、「神谷清掃工場解体工事 施工提案書記載要領」のとおりとする。

オ 共同企業体協定書の副本

協定書の副本は、印影の鮮明なものとする。

カ 使用印鑑届

入札、契約の締結、請負代金の請求、受領等に使用する印鑑を押印すること。

(4) 提出部数

技術資料等の提出部数は2部とする。

4 施工提案書の再提出

本件工事は、設計施工一括方式（性能発注方式）で行うため、神谷清掃工場解体工事の発注仕様書（以下「発注仕様書」という。）の条件に合致しない場合については、再提出を求めるものとする。

(1) 改善指示について

審査の結果、提出された施工提案書の内容について改善が必要な場合は通知する。

(2) 施工提案書再提出期限

令和7年9月30日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市市民生活部環境局生活環境課（鳥取市役所本庁舎2階）

(4) 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合、到着期限は令和7年9月30日（必着）とする。

(5) 提出部数

再提出を求められた資料の提出部数は2部とする。

5 発注仕様書、技術資料等に対する質問及び回答

(1) 発注仕様書、技術資料等に対する質問は、令和7年8月7日（木）の午後5時までに鳥取市市民生活部環境局生活環境課に別紙質問書様式を用いてメールで行わなければならない。（送付先メールアドレス：kankyo@city.tottori.lg.jp）

(2) 前号の質問に対する回答は、同月22日（金）の午後5時までに鳥取市公式ホームページに掲載する。

6 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

7 電子入札

(1) 入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を電子入札時に添付資料として提出しなければならない。提出しない場合は、この入札に参加することができない。

(2) 落札者は、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(3) 参加者の指名から入札までの手続きは電子入札システムを使用して行うため、本件入札への参加を希望する者（共同企業体の代表者）は、3（1）アの提出期間内に、鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。

8 議会の議決

本件の工事請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条に規定する契約に該当するため、落札後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約（令和7年12月下旬予定）とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

- (1) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (2) 落札者は配置予定の技術者を、本件工事の現場に配置すること。
- (3) 入札参加希望者の中から指名競争入札参加者を指名し、通知する。なお、指名しなかった者には、非指名通知書により通知する。
- (4) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により鳥取市に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (5) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答する。
- (6) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 技術資料等提出された書類は、返却しない。
- (8) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本契約終了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (9) 技術資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。